

1 開会の宣言

議 長 出席委員が定数に達したので、定刻通り午後2時00分、本会を開会する旨を宣言した。

傍聴人の確認

議 長 傍聴人の有無を確認するよう事務局に指示したところ、1名の傍聴人がおり、入室を促した。

2 署名委員の選任

議 長 署名委員に内田栄作農業委員、平野修一農業委員を選任した。

3 参与の承認及び書記の任命

議 長 参与に大畑次長、書記に関根副主幹、加藤主任を任命した。

4 議 事

議案第38号

農地法第3条の許可申請について

議 長 議案第38号申請番号1番、2番については議案第39号農地法第5条の許可申請についての申請番号1番と関連があるため一括審議とし事務局に説明を求めた。

事務局

議案書を朗読した。申請番号1、地区は平方地区、権利は区分地上権。所在は大字平方字雨沼の2筆で、地目は登記、現況ともに畑である。申請事由は営農型太陽光発電による区分地上権設定。続きまして申請番号2番。地区は平方地区、権利は区分地上権。所在は大字平方字雨沼の1筆で、地目は登記、現況ともに畑である。申請事由は営農型太陽光発電による区分地上権設定。次に関連

する農地法5条の許可申請。申請番号1、地区は平方地区。権利は使用貸借権。所在は大字平方字雨沼の3筆。地目は登記現況とも畑。形態は一時転用。用途は営農型太陽光発電施設。施設は太陽光パネル、支持杭、単管柱、引込柱、パワーコンデンサー、集電箱。建物は建ちませんので開発許可は不要。申請地の農地は農振農用地域のため、適合証明を取得済み。

議長 この件につきまして、現地調査がされているかと思しますので、担当の委員さんより報告をお願いいたします。

(担当委員) 平方地区の國嶋亮子委員より報告があった。11月23日、今川委員、新木委員と3名で現地調査を行った。平方地区の委員は特に問題ないと判断した。

議長 申請者がいるので、入室を促した。

<申請人入室>

申請人 自己紹介を行った。

議長 本件について意見を求めた。

藤波農業委員 大石地区の藤波委員より質問がある。一つは、真夏は暑くて椎茸栽培ができない。冷房設備を設置すれば通年で収穫できるのか。

申請人 はい。

藤波農業委員 もう一つは、障害者の雇用。どの程度の人を雇用しているのか。

申請人 二つ質問がありましたが、一つは夏場ができないかということ。これは将来的には行いたい。具体的にはソーラーを利用してクーラーをつける。現在、直流電気で使えるクーラーを研究している。

もう一つの障害者雇用。収益性が低くなるが地元の社会福祉団体と契約する。こうすれば、付きっきりで対応してもらえる。

藤波農業委員 椎茸栽培をおこなっているが、農薬等を使用しているのか。

申請人 使用していない。菌床栽培は薬を使わなくてよい。

議 長
市村推進委員

他に質問があるか確認する。

椎茸の菌床は産業廃棄物が出ると思うが、どのように対応しているのか。もう一つは書類上の問題だからこういう風になるが、使用貸借が10年、渡人と受人が同じだからいいが、やだと言われた場合こうした施設はどうなるのか。

申 請 人

菌床は肥料にならないか研究しているが、あまり上手くいっていない。もう一つは政府のものづくり補助金に合格したが、菌床を冬の暖房に利用する。ただこれも、良いマキよりもカロリーが低い。でも何とかやっていきたい。また現在、おがくずが高騰している。又はないところもある。牛や馬をあげると非常によい。山梨県などたくさんいるところに提供したいが運賃がかかってしまう。トラックを買って持続できるか、途中で止めてしまうと皆さんに迷惑をかけてしまう。いろいろ研究するために、69歳になってから早稲田大学の研究エネルギーの大学院に入った。リサイクルをどうにかしたいと考えている。それから、クズ椎茸を出さないようにしている。

二つ目の太陽光発電は20年間売電収入が得られると国との契約になる。地主とは20年間しっかりと借りられるという合意のうえでスタートしている。途中でダメにならないよう、20年間の賃貸借契約を結んだ後、農業委員会に使用権を申請している。途中10年で止めてしまうと弊社として、かなりの痛手になるので、リスクを少なくするため、地主さん最初に理解するよう進めている。

議 長

今の話は当該地ではなく一般的なことで、今回は使用貸借だが他のところは賃貸借ということか。

申 請 人

その通りです。

議 長

他に質問は、の問いかけに、藤波農業委員より質問あり。

藤波農業委員

平方では直売しているのか。販売はどういったところでおこなっているのか。

申 請 人

平方ではおこなっていない。収穫したものは、全て山梨県の本社に運び、そこで大型乾燥機にか

議 長 け、乾燥椎茸として業者に卸している。
 他に質問は、の問いかけに、質問が無いため申請人に退出を促した。
 <申請人退出>
 続いて議案第38号、申請番号3について事務局より説明を求めた。
 事務局 議案を朗読した。申請番号3。地区は平方地区。権利は所有権。所在は大字上野字富士の1筆。
 地目は登記現況とも畑。渡人は経営規模縮小、受人は新規就農、耕作状況はOアール。
 議 長 この件についても、現地調査が行われていると思いますので、担当委員さんより報告をお願いします。
 (担当委員) 平方地区の國嶋亮子委員より報告があった。11月23日、今川委員、新木委員と3名で現地調査を行った。平方地区の委員は特に問題ないと判断した。
 議 長 申請人入室を促した。
 <申請人入室>
 申請人 自己紹介を行った。
 議 長 本件について意見を求めた。
 新木農業委員 平方地区の新木委員より、今回、新規就農という事で営農計画が出されているが、作付け計画で栗を植えるとの事だが、栗の種類や苗木の本数はどの位考えているのか。
 申請人 これから、父や農協の意見を聞いたうえで選定していきたいと考えている。
 新木農業委員 今回の渡人とは親戚関係か。
 申請人 そうだ。
 新木農業委員 職業は自営とあるが何をしているのか。
 申請人 会社をやっている。音楽の仕事、作曲をしている。ゲーム音楽を作る仕事をしている。農地の直ぐ傍にスタジオを設けており、合間に農作業を行うつもりである。

新木農業委員	農業は父親からの指導で行っていくのか
申 請 人	そうだ。
議 長	その他に質問があるかの問いかけに、質問なし。申請人の退出を促した。
	<申請人退出>
	続いて議案第38号、申請番号4について事務局より説明を求めた。
事 務 局	議案を朗読した。申請番号4。地区は平方地区。権利は賃借権。所在は大字平方領々家字東谷の
	3筆。地目は登記現況とも畑。渡人は経営規模縮小、受人は新規就農、耕作状況はOアール。
議 長	この件についても、現地調査が行われていると思いますので、担当委員さんより報告をお願いします。
(担 当 委 員)	平方地区の新木英男委員より報告があった。11月23日、今川委員、國嶋委員と3名で現地調査を行った。農地はまとまっており、耕作放棄を解消するためになることから、平方地区の委員は特に問題ないと判断した。
議 長	申請人に入室を促した。
	<申請人入室>
申 請 人	自己紹介を行った。
議 長	本件について意見を求めた。
新木農業委員	農地法3条の許可申請の表題部では権利が賃貸借となっているが、許可申請書の3番では使用賃借となっている。権利関係はどちらなのか。
申 請 人	賃貸借になります。
新木農業委員	契約期間については1年となっているが1年としたのは何故か。
申 請 人	特に理由はありません。インターネットでの見本を基にそのまま作成しただけ。まずは1年間やってみて、その先、期間延長をしながら契約更新を検討していきたい。

<p>國嶋推進委員 申請人 内田農業委員</p>	<p>いる。 実際に食べたことがあり、失敗してからでは遅いので言うが1か月ほど寝かした方が良い。 温度管理まではいかないが、自宅の駐車場に屋根をつけて行う。 収穫後の管理を考慮しておかないとこれだけの規模で作った場合食品ロスが多く発生してしまう。 作付け前に確保しないとせっかくの種が無駄になってしまう。</p>
<p>申請人 市村推進委員</p>	<p>レンタルボックスを考えている。 レンタルボックスは中で湿気がでるとダメになってしまう。農作物はそれぞれ保管方法が違う。 作付け前に考えないと。</p>
<p>國嶋推進委員 申請人 議長</p>	<p>自宅が離れているが、こちらに越して来ることはないのか。 平方に叔父が住んでいる。ゆくゆくは空き家になる予定なので、住んで良いと言われている。 他に質問があるかの問いかけに、質問なし。申請人の退出を促した。</p>
<p>議長</p>	<p><申請人退室> 議案第38号申請番号1と2及び議案第39号申請番号1については一体案件であり県の許可が許可条件であることを踏まえ、議案第38号及び議案第39号申請番号1番について採決をおこなったところ、全員賛成で承認することを宣した。</p>
<p>議案第39号 議長 事務局</p>	<p>農地法第5条の許可申請について 議案第39号農地法第5条申請番号2番と3番について事務局に説明を求めた。 議案を朗読した。申請番号2番。地区は平方地区。権利は所有権。所在は大字上野字久保の1筆。地目は登記現況とも畑。形態は転用。用途は駐車場敷地。施設は砂利敷。建物の建築は無いため、開発許可は不要。なお、農地は2種農地。続きまして申請番号3番。地区は原市地区。権利は所有権。所在は大字瓦葺字坂下の1筆。地目は登記現況とも田。形態は転用。用途は倉庫敷地。施設は業務用倉庫。建物の建築があるため開発許可が必要。農地は2種農地。</p>

議 長 この件についても、現地調査が行われていると思いますので、担当委員さんより報告をお願いします。
(担 当 委 員) 申請番号2番について平方地区の新木英男委員より報告があった。11月23日、今川委員、國嶋委員と3名で現地調査を行った。土地選定理由を朗読する。
申請番号3番について原市地区の黒須信明委員より報告があった。11月21日、鈴木委員、黒須邦昭委員と3名で現地調査を行った。周りへの影響はなく、倉庫に適した場所であり問題ないと判断した。

議 長 この件について意見を求めた。
新木農業委員 申請番号2番について、図面の中で出入口に雨水流出抑制について記載があるが、これはどのようなものか。

事 務 局 雨水が道路に流出しないようにするものです。
新木農業委員 県道との段差があるが、どのように指導したのか。どのように調整したのか。計画図面を見れば分かるはずだ。こういった対策をするのか聞けば良いだけのことだ。

事 務 局 確認不足で申し訳ございません。
新木農業委員 これからはきちんと確認をするように。
議 長 他に質問は、の問いかけに、意見がないので、議案39号申請番号2及び3番について採決を行ったところ、全員賛成で承認する事を宣した

議案第40号 **相続税の納税猶予に関する適格者証明願について**
議 長 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について、事務局より説明を求めた
事 務 局 議案書を朗読した。申請番号1番。地区は上尾地区及び大谷地区。所在は富士見一丁目と西宮下四丁目の6筆。地目は登記上、畑2筆、田4筆。現況は畑6筆。納税猶予区分は相続税。相続発生日は記載の通り。続柄は親子。続きまして申請番号2番。地区は大谷地区。所在は向山三丁目と西

宮下四丁目の6筆。地目は登記現況とも畑。納税猶予区分は相続税。相続発生は記載の通り。続柄は親子。続きまして申請番号3番。地区は大谷地区。所在は西宮下一丁目の1筆。地目は登記現況とも畑。納税猶予区分は相続税。相続発生日は記載の通り。続柄は親子。

議 長 この件についても現地調査が行われているかと思しますので、各委員さんからの説明をお願いします。

(担当委員) 大谷地区の千葉ふみ子委員より報告があった。11月23日、安藤委員、藤倉委員、新井委員の
事務局 4名で現地調査を行った。現地は適正に管理されていた。

議 長 この件について意見を求めた。

新木農業委員 全て農地であることで間違いないよね。この部分は除外してくれとかはないよね。

申請人 はい。現地を確認しております。

議 長 他に質問は、の問いかけに、意見がないので、議案40号申請番号1番、2番及び3番について採決を行ったところ、全員賛成で証明書を発行について賛成する事を宣した

議案第41号 令和6年度11月期農用地利用集積計画の承認について

議 長 上尾市農業委員会会議規則第10条の規定により、関係する委員は議事に参与できないので、この議案に係る山岸委員に退席を求めた。

<委員退出>

令和6年度11月期農用地利用集積計画案の承認について、担当課である農政課に説明を求めた。

農 政 課 初めに資料の訂正を依頼した。計画の概要を説明する。

議 長 本件について意見を求めたが、意見がないので、議案41号採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。

一時退席していた山岸委員の入室を促した。

議案第 4 2 号
 議 長

<委員入室>
都市農地の貸借の円滑化に関する法律の事業計画の決定について
 都市農地の貸借の円滑化に関する法律の事業計画の決定について、担当課である農政課に説明を求めた。

農 政 課

議案書を朗読する。地区は大石地区。権利は所有権移転。所在は大字領家字石神の 3 筆。地目は登記現況とも畑。所有者、申請者は記載の通り。都市農地における耕作の事業内容は観葉植物・植木・苗木・農産物の生産、栽培並びに販売。申請者の区分は農業協同組合、地方公共団体、農地所有適格法人以外の法人。

議 長

これより本件に関して質問を受付けるが、申請人にも一緒に対応していただきますので、藤波委員は前をお願いします。

この件について意見を求めた。

新木農業委員
 農 政 課
 新木農業委員
 事 務 局
 新木農業委員
 議 長

今までに、この制度を受けたことがあるのか
 ありません。

いつから始まったのか
 いつから始まったかは分かりませんが、近隣では上尾市が初めてと伺っています。

こういう制度について、ホームページに掲載した方が良い。

他に質問が無いようであれば、上尾市農業委員会会議規則第 10 条の規定により、関係する委員は議事に参与できないので、この議案に係る藤波委員に退席を求めた。

<委員退出>
 議案第 4 2 号について採決を行ったところ、全員賛成で賛成する事を宣した。
 一時退席していた藤波委員の入室を促した。

<委員入室>

5 報告第8号専決処分について

(1) 農地法第4条の届出の受理について

(2) 農地法第5条の届出の受理について

6 閉会

議 長 以上で今回の提出議案全てについて審議が終了した旨を宣言し、午後4時10分、本会を閉会した。

7 その他

上記のとおり、会議の顛末が相違ないことを証するためここに署名いたします。

令和6年11月25日

議 長

署名委員

署名委員